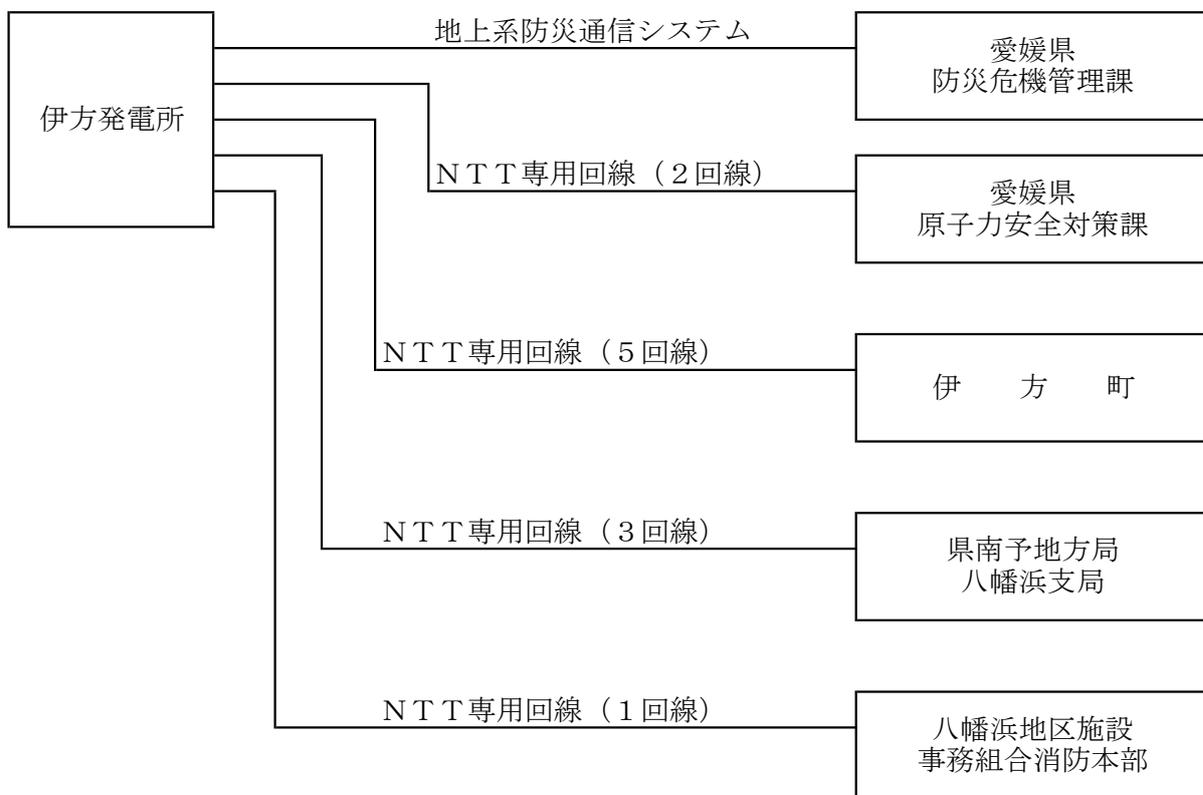
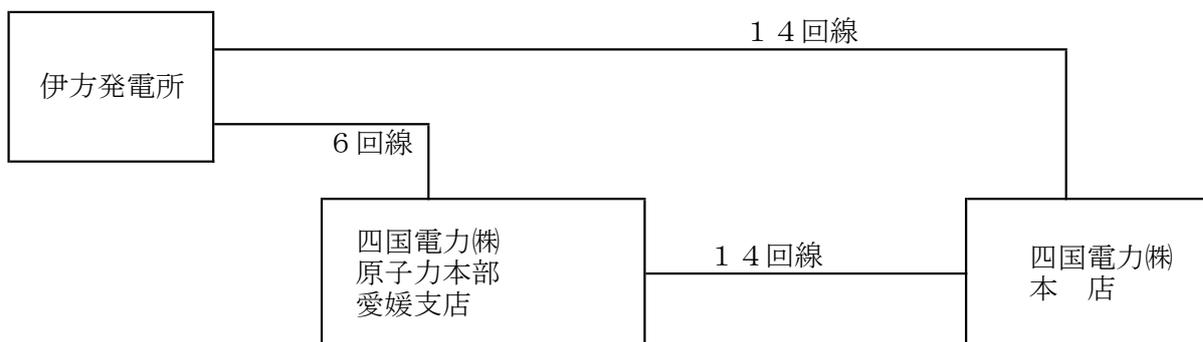


8-1 伊方原子力発電所からの通信施設概要図（四国電力株）

1 伊方発電所から県、伊方町などへの通信施設



2 四国電力の保安用電話回線網（伊方発電所—愛媛支店—本店）



注) このほか、伊方発電所、本店、支店を結ぶ専用回線がある。

8-2 市町等の災害・渇水時応急給水資機材の保有状況(都市整備課)

(令和6年3月31日現在)

区 分	給水車(台)										トラック (台)	仮設水槽 (基) 1.0㎡	給水タンク (基)			ポリ容器 (個) 5~30L	ポリ袋 (個) ~20L	応急給 水装置 (基)	発電機 (台)	非常用 飲料水 (個)
	加圧有					加圧無							1,000~1,499L	1,500L						
	1.5㎡	1.6㎡	1.7㎡	2.0㎡	3.0㎡	1.0㎡	1.6㎡	3.7㎡	5.0㎡	~999L										
松山市	保有数量			2						1	43	1	21		160	34,000	10	4	17,000	
	初期応援可能数			2						1	43		21		160	34,000	10	4	9,000	
今治市	保有数量			1			2			2	56	19	5	3	268	12,200			9	
	初期応援可能数			1			1				10	11			71	4,800				
宇和島市	保有数量			1						5		3	30	2	1,000	7,000		5	3,000	
	初期応援可能数									2			6	1		2,000			1,200	
八幡浜市	保有数量									2			10		45	1,800			2	
	初期応援可能数									1			10		45	1,800				
新居浜市	保有数量	1									5	2		1	200	4,000		4		
	初期応援可能数	1									5	2		1	200	4,000		4		
西条市	保有数量											60	1	3	479	665	6			
	初期応援可能数											25	1	1	200	300	2			
大洲市	保有数量		1							1		6	3			8,072				
	初期応援可能数											6	2			5,000				
伊予市	保有数量									1			6	1	22	1,570	3	1	5,797	
	初期応援可能数									1			6	1	20	1,500		1		
四国中央市	保有数量			1	1					1	23	46		2	120	7,000	3	2		
	初期応援可能数			1	1					1	23	46		2	120	7,000	3	2		
西予市	保有数量	1								6		9	6	1	39	2,800		9		
	初期応援可能数	1								4		8	1	1	39	2,800		8		
東温市	保有数量											8	2		38	3,300	10	2	28,560	
	初期応援可能数											8	2		38	3,300	10	2	28,560	
上島町	保有数量							1				4			30	200		2		
	初期応援可能数							1				4			30	200		2		
久万高原町	保有数量								1			5	2		19	700		2		
	初期応援可能数											5	2		19	300		2		
松前町	保有数量											10				1,000	11			
	初期応援可能数											3				300	3			
砥部町	保有数量											10			112	3,600				
	初期応援可能数											2			20	800				
内子町	保有数量											6			10	800		1		
	初期応援可能数											6			10	700		1		
伊方町	保有数量						1			2			7			2,880				
	初期応援可能数						1			2			7			2,880				
松野町	保有数量																	1		
	初期応援可能数																	1		
鬼北町	保有数量									4	4			1		7,582		2		
	初期応援可能数									2	1					1,200		1		
愛南町	保有数量				1						2	2	4		10	1,736		1		
	初期応援可能数				1						1	2	2		10	500		1		
南予水道企業団	保有数量									1		1	2					2		
	初期応援可能数											1	2					2		
津島水道企業団	保有数量																			
	初期応援可能数																			
合 計	保有数量	2	1	1	5	1	0	2	2	1	26	133	192	99	14	2,552	100,905	43	49	54,357
	初期応援可能数	2	0	1	4	1	0	1	2	0	14	83	129	62	7	982	73,380	28	31	38,760

8-3 市町別給水能力一覧表（環境政策課）

令和3年3月31日現在

区 分	水道施設数	行政区域 域内人口	現在給水 人 口	人口対比 普及 率	年 間 総給水量	1日平均 給 水 量
		人	人	%	千m3	m3
平成18年度	377	1,486,333	1,372,568	92.3	190,645	522,316
19	375	1,478,363	1,368,437	92.6	188,473	514,953
20	372	1,470,968	1,360,075	92.5	185,554	508,367
21	364	1,464,486	1,353,759	92.4	181,848	498,214
22	362	1,455,910	1,348,745	92.6	185,181	507,346
23	356	1,445,647	1,341,467	92.8	181,123	494,872
24	347	1,440,628	1,336,065	92.7	178,157	488,101
25	344	1,428,227	1,328,732	93.0	177,663	486,748
26	334	1,421,477	1,318,946	92.8	175,223	480,063
27	322	1,410,547	1,312,068	93.0	175,354	479,109
28	299	1,399,568	1,301,889	93.0	176,802	484,389
29	280	1,387,257	1,292,360	93.2	175,219	480,052
30	268	1,374,950	1,281,704	93.2	173,700	475,890
令和元	268	1,362,958	1,272,277	93.3	152,193	416,967
2	246	1,350,436	1,261,054	93.4	151,451	414,934
市 計	217	1,226,294	1,143,621	93.3	135,386	427,558
町 計	29	124,142	117,433	94.6	16,065	44,014
松山市	56	508,371	495,373	97.4	50,653	138,775
今治市	16	155,422	151,367	97.4	18,439	50,518
宇和島市	2	72,374	72,830	100.6	9,886	27,085
八幡浜市	8	32,285	31,797	98.5	4,244	11,627
新居浜市	13	117,439	114,172	97.2	14,321	39,236
西条市	66	107,503	55,825	51.9	6,960	19,068
大洲市	1	41,683	37,721	90.5	5,968	16,351
伊予市	8	36,301	33,806	93.1	4,305	11,795
四国中央市	5	85,145	83,485	98.1	11,443	31,351
西予市	35	36,340	34,257	94.3	5,048	13,830
東温市	7	33,431	32,988	98.7	4,119	11,285
上島町	2	6,455	6,048	93.7	710	1,945
久万高原町	15	7,828	6,102	78.0	941	2,578
松前町	3	30,491	30,338	99.5	3,483	9,542
砥部町	2	20,613	19,546	94.8	2,644	7,244
内子町	1	15,969	14,011	87.7	2,042	5,595
伊方町	2	8,817	8,651	98.1	1,219	3,340
松野町	2	3,792	3,787	99.9	735	2,014
鬼北町	1	9,877	9,575	96.9	1,279	3,504
愛南町	1	20,300	19,375	95.4	3,012	8,252

注①. 端数処理により計が一致しないことがある。

注②. 年間総給水量には、水道用水供給事業（南予水道企業団及び津島水道企業団）による分水を含まない。
また、統計調査項目の見直しにより、元年度の年間総給水量（1日平均給水量）に専用水道分は含まない。

8-3 市町別給水能力一覧表（都市整備課）

令和5年3月31日現在

区 分	水道施設数	行政区域 域内人口	現在給水 人 口	人口対比 普及 率	年 間 総給水量	1日平均 給 水 量
		人	人	%	千m3	m3
平成19年度	375	1,478,363	1,368,437	92.6	188,473	516,363
20	372	1,470,968	1,360,075	92.5	185,554	506,978
21	364	1,464,486	1,353,759	92.4	181,848	498,214
22	362	1,455,910	1,348,745	92.6	185,181	507,346
23	356	1,445,647	1,341,467	92.8	181,123	496,227
24	347	1,440,628	1,336,065	92.7	178,157	486,768
25	344	1,428,227	1,328,732	93.0	177,663	486,748
26	334	1,421,477	1,318,946	92.8	175,223	480,063
27	322	1,410,547	1,312,068	93.0	175,354	480,422
28	299	1,399,568	1,301,889	93.0	176,802	483,066
29	280	1,387,257	1,292,360	93.2	175,219	480,052
30	268	1,374,950	1,281,704	93.2	173,700	475,890
令和元	268	1,362,958	1,272,277	93.2	152,193	475,890
2	246	1,350,436	1,261,054	93.4	151,451	414,934
3	238	1,334,462	1,247,788	93.5	149,369	409,230
4	234	1,320,198	1,239,468	93.9	147,150	403,151
市 計	205	1,199,922	1,125,108	93.8	131,280	427,558
町 計	29	120,276	114,360	95.1	15,870	43,479
松山市	55	502,052	493,579	98.3	49,208	134,816
今治市	14	150,687	146,877	97.5	17,332	47,485
宇和島市	2	69,397	69,813	100.6	9,390	25,726
八幡浜市	8	30,959	30,493	98.5	4,183	11,460
新居浜市	14	114,886	112,556	98.0	13,790	37,781
西条市	57	104,955	54,711	52.1	6,976	19,112
大洲市	1	40,255	36,551	90.8	5,907	16,184
伊予市	8	35,709	33,421	93.6	4,194	11,490
四国中央市	5	82,947	81,368	98.1	10,817	29,636
西予市	35	34,918	32,970	94.4	5,308	14,542
東温市	6	33,157	32,769	98.8	4,175	11,438
上島町	2	6,190	5,785	93.5	830	2,274
久万高原町	15	7,329	5,812	79.3	917	2,512
松前町	3	30,346	30,200	99.5	3,471	9,510
砥部町	2	20,468	19,447	95.0	2,626	7,195
内子町	1	15,265	13,736	90.0	1,863	5,104
伊方町	2	8,232	8,081	98.2	1,244	3,408
松野町	2	3,649	3,644	99.9	707	1,937
鬼北町	1	9,469	9,189	97.0	1,223	3,351
愛南町	1	19,328	18,466	95.5	2,989	8,189

注①. 端数処理により計が一致しないことがある。

注②. 年間総給水量には、水道用水供給事業（南予水道企業団及び津島水道企業団）による分水を含まない。
また、統計調査項目の見直しにより、元年度の年間総給水量（1日平均給水量）に専用水道分は含まない。

8-4 災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定書 (都市整備課)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震災害等(以下「災害等」という。)が発生した場合に、災害等によって被害が生じた水道施設の復旧作業に関し、愛媛県地域防災計画に基づき実施する応急対策(以下「応急対策」という。)について、愛媛県(以下「甲」という。)と愛媛県管工事協同組合連合会(以下「乙」という。)との協力事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害等発生時において、被災市町村もしくは水道事業者(以下「市町村等」という。)からの要請に応じ、乙に対し、応急対策について協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行うことがある。

- (1) 協力要請市町村等
- (2) 災害が発生した場所
- (3) 被害の状況
- (4) 応急対策の内容
- (5) 必要な資機材及び人員
- (6) 協力が必要な期間
- (7) その他、協力に関して必要な事項

3 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに応急対策を行うための体制を確立の上、可能な限り甲に協力するものとする。

4 前項の規定により出動した乙の会員及び所属員は、市町村等が設置する現地災害対策本部の指示により応急対策に従事するものとする。

(報告)

第3条 乙は、応急対策が終了した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第4条 第2条の要請に基づき乙が実施した応急対策に要した費用については、災害等発生直前における適正な価格を基準として、原則として市町村等が負担するものとする。

(災害補償)

第5条 第2条の要請に基づき乙が実施した応急対策により生じた災害補償については、乙と市町村等で協議するものとする。

(被災した他の都道府県への応援)

第6条 甲が、被災した他の都道府県からの要請に応じ水道施設の復旧作業に係る応急の応援を行うため、乙に協力を要請した場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(連絡体制等)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては愛媛県県民環境部環境局環境政策課、乙においては愛媛県管工事協同組合連合会事務局とする。

2 甲及び乙は、協力活動に係る情報伝達を正確に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年12月25日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 加戸 守行

愛媛県松山市宮西一丁目5番11号

乙 愛媛県管工事協同組合連合会

会長 田村 征夫

8-5 災害時における飲料水の調達に関する協定 (都市整備課)

愛媛県（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な飲料水（以下「飲料水」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、飲料水を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その製造又は調達が可能な飲料水の供給を要請することができる。

(1) 愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 愛媛県以外の災害について、国又は関係都道府県知事から飲料水の調達のあつせんを要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

(要請の方法)

第2条 第1条の要請は、飲料水発注書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第3条 第1条の要請に基づき、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

(飲料水の運搬、引渡し)

第4条 飲料水の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの飲料水の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、飲料水を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引取りを市町に代行させることができる。

4 甲は、当該場所への飲料水運搬を乙の指定業者が行うことをあらかじめ承諾する。

(費用負担)

第5条 乙が供給した飲料水の対価は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、乙が引渡し場所への運搬終了後に提出する出荷確認書等に基づく災害発生直前時の販売価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様と

みなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第6条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第7条 甲と乙は、担当者連絡先報告書(別紙3)により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が飲料水を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年11月17日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲

愛媛県知事 加戸 守行

香川県高松市春日町1378番地

乙

四国コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 橋本 建夫

8-6

災害時における応急生活物資（LP ガス等）の供給に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県エルピーガス協会（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な応急生活物資（LP ガス等）（以下「LP ガス等」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、LP ガス等を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能な LP ガス等の供給を要請することができる。

- （1）愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）愛媛県以外の災害について、国又は関係都道府県知事から LP ガス等の調達のあっせんを要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

（要請の方法）

第2条 第1条の要請は、LP ガス等発注書（別紙1）をもっておこなうものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 第1条の要請に基づき、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

（LP ガス等の指定）

第4条 この協定の対象となる LP ガス等は、LP ガス、容器（LP ガスを供給するための配管等を含む。）及び燃焼器具等とし、これらの設置工事を含むものとする。

（LP ガス等の運搬、引渡し）

第5条 LP ガス等の引渡し場所及び運搬については、甲乙協議のうえ決定する。

2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、LP ガス等を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町に代行させることができる。

(費用負担)

第6条 乙が供給したLP ガス等の対価は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、乙が引渡し場所への運搬終了後に提出する出荷確認書等に基づく通常卸価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 甲と乙は、担当者連絡先報告書(別紙3)により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車輛の通行)

第9条 甲は、乙がLP ガス等を運搬する際には、車輛を緊急又は優先車輛として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月19日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 加戸守行

愛媛県松山市三番町四丁目10番1 愛媛県三番町ビル

乙 社団法人 愛媛県エルピーガス協会

会長 高須賀秀行

別紙1

物 資 発 注 書

第 号
平成 年 月 日

社団法人 愛媛県エルピーガス協会
会長 様

愛媛県知事

災害時における生活必需物資の調達のとおり要請について

「災害時における生活必需物資（LP ガス等）の調達に関する協定」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第3条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する物資

調達要請期間	調達要請物資	調達要請数量	引渡し希望場所
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

問い合わせ先 部 課

担当

TEL

FAX

E-mail

別紙2

措 置 状 況 報 告 書

平成 年 月 日

愛媛県知事

様

社団法人 愛媛県エルピーガス協会
会長

「災害時における生活必需物資（LP ガス等）の調達に関する協定」第3条の規定に基づき、当協会の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量等

調達可能期間	調達可能物資	調達可能数量	引渡し場所
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

2 物資の引渡し場所及び方法（いずれかに○をつける）

- ① 愛媛県の引渡し希望場所まで協会が搬入する。
- ② 協会が指定する場所で愛媛県に引き渡す。
- ③ その他

運搬方法（陸路、空路、海路）

担当者氏名

TEL

FAX

E-mail

別紙3

担当者連絡先報告書

平成 年 月 日

様

「災害時における生活必需物資（LP ガス等）の調達に関する協定」第8条の規定に基づき、担当者名及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

順位	所 属	担当者名	電話(FAX)番号
1			TEL FAX
2			TEL FAX
3			TEL FAX

(注)電話(FAX)番号は、緊急時に使用するものです。

8-7 災害時における応急対策活動に関する協力協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と財団法人四国電気保安協会（以下「乙」という。）とは、愛媛県内に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、県民の生命と財産を守り県民生活の安定を図るため、愛媛県地域防災計画に基づき、相互に協力して災害応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、大規模災害に際して甲のみで応急対策活動が実施できないと認めるときには、乙に対し、電気施設等の応急復旧活動等災害の状況に応じた応急対策活動の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第2条 乙は、甲から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、職員を派遣して、甲の指定する施設に係る電気施設等の応急復旧における保安確保のために、電力復旧の可否の判定（電力復旧のための軽易な作業を含む。）並びに電力復旧工事の管理、監督、指導及び検査その他の必要な協力を行うものとする。

（活動要請手続）

第3条 甲は、乙に対し応急対策活動を要請するときには、日時、場所、活動業務を指定して、文書（別紙1）又は電話等の方法により要請を行うものとする。

2 甲は、災害状況により前項の活動要請が直接できない場合には、乙に対し、公共放送等を通じて要請を行うものとする。

（活動の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき活動要請を受けたときは、直ちに指定場所に職員を派遣し、甲の職員の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を開始するものとする。

2 乙は、指定場所に職員を派遣したときは、速やかに現場責任者、出勤時間、保安用資機材等を文書（別紙2）により甲に報告するものとする。

3 乙は、応急対策活動が完了したときは、速やかに活動状況の概要を文書（別紙3）により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 乙が応急対策活動に要した費用は、甲が負担する。

2 甲は、乙の応急対策活動終了後、これを検査又は確認したときは、乙の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡先の提出)

第6条 乙は、毎年1回、事業所の連絡先を記載した災害時連絡体制図を甲に対し提出するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、本協定の期間満了の日の1ヵ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施について必要な事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年3月15日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 加 戸 守 行

香川県高松市福岡町三丁目31番15号

乙 財団法人四国電気保安協会

理 事 長 溝 渕 昌 弘

別紙1（第3条関係）

第 年 月 日
平成 年 月 日

財団法人 四国電気保安協会
支部長 様

愛媛県知事

災害時の応急対策活動の要請について

題記について、次のとおり要請します。

1 災害の種類及び状況	
2 希望する活動業務内容	
3 派遣を希望する日時	
4 派遣を希望する場所	
5 派遣を希望する期間	
6 派遣先の責任者、連絡先	
7 その他必要な事項	

連絡担当課
連絡者氏名
電話番号 ○○-○○○○

愛媛県知事 様

財団法人 四国電気保安協会
支部長

災害時の応急対策活動状況の実施について

このことについて、次のとおり報告します。

1 活動開始日時	
2 実施活動業務内容	
3 活動業務に従事する人員数	
4 活動業務時に使用する資機 材等の種類及び数量	
5 活動完了見込	
6 現場責任者、連絡先	
7 その他必要な事項	

連絡機関名

連絡者氏名

電話番号 ○○-○○○○

愛媛県知事 様

財団法人 四国電気保安協会
支部長

災害時の応急対策活動状況の完了について

このことについて、次のとおり報告します。

1 活動業務に従事した日時	
2 実施活動業務内容	
3 活動業務に従事した人員数	
4 活動業務時に使用した資機 材等の種類及び数量	
5 現場責任者、連絡先	
6 その他必要な事項	

連絡機関名
連絡者氏名
電話番号 ○○-○○○○

8-8 災害時における物資の調達に関する協定（防災危機管理課）

愛媛県（以下「甲」という。）と大塚食品株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な飲料水及びレトルト食品（以下「物資」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その製造又は調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（1）愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）愛媛県以外の災害について、国又は関係都道府県知事から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

（要請の方法）

第2条 第1条の要請は、物資発注書（別紙1）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 第1条の要請に基づき、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引取りを市町に代行させることができる。

4 甲は、当該場所への物資運搬を乙の指定業者が行うことをあらかじめ承諾する。

（費用負担）

第5条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、乙が引渡し場所への運搬終了後に提出する出荷確認書等に基づく災害発生直前時の販売価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品

配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第6条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第7条 甲と乙は、担当者連絡先報告書(別紙3)により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年6月8日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
知事 中村 時広

乙 広島市西区楠木町一丁目14番地31
大塚食品株式会社
広島支店長 高橋 清治

8-9 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書 (防災危機管理課)

愛媛県（以下「甲」という。）と四国電力株式会社（以下「乙」という。）及び四国電力送配電株式会社（以下「丙」という。）は、地震、津波、台風、豪雨、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に伴う広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生した場合において、電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大規模停電が発生した時に、甲、乙及び丙が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、それぞれがもつ資源を効果的に投入することにより、電力供給設備等の保安・復旧（以下「復旧作業」という。）及び復旧作業の支障となる樹木、土砂などの障害物の除去等の作業（以下「除去作業」という。）を、法令を遵守しつつ迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

(電力供給設備等の復旧)

第2条 乙及び丙は、大規模停電が発生した時は、丙の供給区域内における被害状況の総合的な判断に基づき、優先順位を設定し、医療救護活動を実施する災害拠点病院等の医療機関、災害復旧対応の中核となる官公庁及び多くの住民が集まる避難所等への復旧作業を可能な限り優先して実施するものとする。

2 甲、乙及び丙は、前項の復旧作業において電源車等を優先して設置する施設について、事前に調整しておくものとする。

(道路啓開)

第3条 甲は、甲が管理する道路が災害等により使用不能となり、乙又は丙の復旧作業に支障を来すこととなった時は、迅速な啓開に努めるものとする。

(支援及び協力)

第4条 乙及び丙は、迅速な復旧作業のために必要と認められるときは、甲に対して、次の協力を要請できるものとする。

- (1) 復旧作業の支援
- (2) 除去作業
- (3) 復旧作業に必要な拠点、資材置場、駐車場及びヘリポート等の確保
- (4) 乙丙以外の電力会社等からの応援部隊の受入れ支援

2 甲は、迅速な道路啓開等のために必要と認められるときは、乙又は丙に対して、次の協力を要請できるものとする。

- (1) 除去作業の支援
- (2) 道路啓開の妨げとなる倒壊した電柱などの電力供給設備の除去等

3 本条第1項及び第2項に定める要請は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

4 甲、乙及び丙は、本条第1項及び第2項の協力要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、支援又は協力を迅速に実施するものとする。

(道路等の使用)

第5条 甲は、乙又は丙が復旧作業のため、甲の管理する道路等の土地に、仮設電柱や配電線等を設置する必要がある場合は、これを承諾するものとする。

2 乙又は丙が緊急に復旧作業を要する場合において、乙又は丙が甲に対する許認可申請書類を提出するいとまがないと甲が認めるときは、乙又は丙がその旨を口頭等の簡易な方法により甲に連絡することにより許認可の申請をすることができる。この場合、乙又は丙は事後速やかに許認可申請書類を提出するものとする。

3 本条第1項の仮設電柱や配電線等は、甲による復旧作業の支障となる場合、乙及び丙が実施する復旧の進捗により不要となった場合、又は本条第2項に定める乙又は丙による事後の申請が不許可になった場合は、乙及び丙の負担により原状に復するものとする。

(報告)

第6条 甲、乙及び丙は、第4条第1項及び第2項に定める相手方からの要請に対して実施した措置の内容を報告書(別記様式第2号)により相手方に提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 この協定に基づき、甲が実施した復旧作業の支援並びに乙及び丙が実施した除去作業の支援に要した費用の負担については、災害発生直前時における適正な価格(災害発生前の取引については取引時の適正な価格)を基準として、甲、乙及び丙協議のうえ決定するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲、乙及び丙は、本協定にかかる連絡責任者を、本協定締結後、速やかに連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

(覚書)

第10条 この協定に基づく業務を行うために必要な細部の事項については、別に覚書を交換するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 12 条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 5 通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 6 月 29 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県松山市湊町 6 丁目 6 番地 2

乙 四国電力株式会社

執行役員 愛媛支店長 塩 梅 和 彦

愛媛県松山市湊町 6 丁目 6 番地 2

丙 四国電力送配電株式会社

松山支社長 船 上 憲 久

愛媛県宇和島市鶴島町 1 番 2 8 号

四国電力送配電株式会社

宇和島支社長 宮 崎 浩 一

愛媛県新居浜市繁本町 9 番 3 2 号

四国電力送配電株式会社

新居浜支社長 松 本 耕 輔

別記

様式 1 (第 4 条関係)

協力要請書

令和 年 月 日

(被要請者)

様

(要請者)

災害時における協力要請について

「災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書」第 4 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害及び協力要請を必要とする状況

2 必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

問い合わせ先

電話	—	—
FAX	—	—
担当		

様式第2号（第6条関係）

報告書

令和 年 月 日

（要請者）

様

（被要請者）

「災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書」第6条に基づき、履行した内容を下記のとおり報告します。

記

履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

問い合わせ先

電話 - -
FAX - -
担当

様式第3号（第8条関係）

連絡責任者届

【 愛 媛 県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 四国電力株式会社 愛媛支店 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 四国電力送配電株式会社 松山支社 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 担当連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 四国電力送配電株式会社 宇和島支社 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 担当連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 四国電力送配電株式会社 新居浜支社 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 担当連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

災害時における電力供給設備等の復旧に係る
相互協力に関する覚書

愛媛県（以下「甲」という。）と四国電力株式会社（以下「乙」という。）及び四国電力送配電株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定第10条に基づき、次のとおり覚書を交換するものとする。

- 1 協定第3条における道路とは、県が管理する国道、県道、及び災害対策基本法第68条に基づき県が市町長から災害応急対策の要請を受けた市町道とする。
- 2 協定第5条における道路等とは、県が管理する国道、県道、河川とする。

この覚書の交換を証するため、覚書5通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 6月29日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲

愛媛県知事 中村時広

愛媛県松山市湊町6丁目6番地2

乙 四国電力株式会社

執行役員 愛媛支店長 塩梅和彦

愛媛県松山市湊町6丁目6番地2

丙 四国電力送配電株式会社

松山支社長 船上憲久

愛媛県宇和島市鶴島町1番28号

四国電力送配電株式会社

宇和島支社長 宮崎浩一

愛媛県新居浜市繁本町9番32号

四国電力送配電株式会社

新居浜支社長 松本耕輔

8-11 (防災危機管理課)

災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）は、地震、津波、台風、豪雨、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に伴う広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生した場合において、電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大規模停電が発生した時に、甲及び乙が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、それぞれがもつ資源を効果的に投入することにより、電力供給設備等の復旧（以下「復旧作業」という。）及び復旧作業の支障となる樹木、土砂などの障害物の除去等の作業（以下「除去作業」という。）を、法令を遵守しつつ迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

(中国電力ネットワーク株式会社との協働)

第2条 乙は、本協定に定める復旧作業にあたり中国電力ネットワーク株式会社（以下「中国電力NW」という。）と協働してこれを実施することとし、この場合、乙の責任において本協定の内容を中国電力NWに遵守させるものとする。

2 甲は、乙が本協定の履行のために必要な範囲内で、本協定に基づいて知り得た情報を中国電力NWに開示することに同意するものとする。

(電力供給設備等の復旧)

第3条 乙は、大規模停電が発生した時は、中国電力NWの供給区域内における被害状況の総合的な判断に基づき、甲と調整のうえ病院等の医療機関、官公庁及び住民が集まる避難所等への復旧作業を可能な限り優先して実施するものとする。

(道路啓開)

第4条 甲は、甲が管理する道路が災害等により使用不能となり、乙の復旧作業に支障を来すこととなった時は、迅速な啓開に努めるものとする。

(支援及び協力)

第5条 乙は、迅速な復旧作業のために必要と認められるときは、甲に対して、次の協力を要請できるものとする。

- (1) 復旧作業の支援
- (2) 除去作業
- (3) 復旧作業に必要な拠点、資材置場、駐車場及び船舶等の確保
- (4) 乙以外の電力会社等からの応援部隊の受け入れ支援

2 甲は、迅速な道路啓開等のために必要と認められるときは、乙に対して、次の協力を要請できるものとする。

(1) 除去作業の支援

(2) 道路啓開の妨げとなる倒壊した電柱などの電力供給設備の除去等

3 本条第1項及び第2項に定める要請は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

4 甲及び乙は、本条第1項及び第2項の協力要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、支援又は協力を迅速に実施するものとする。

（道路等の使用）

第6条 甲は、乙が復旧作業のため、甲の管理する道路等の土地に、仮設電柱や配電線等を設置する必要が生じた場合は、これを承諾するものとする。

2 乙が緊急に復旧作業を要する場合において、乙が甲に対する許認可申請書類を提出するいとまがないと甲が認めるときは、乙がその旨を口頭等の簡易な方法により甲に連絡することにより許認可の申請をすることができる。この場合、乙は事後速やかに許認可申請書類を提出するものとする。

3 本条第1項の仮設電柱や配電線等が、甲の災害復旧活動の支障となる場合、乙が実施する復旧の進捗により不要となった場合、又は本条第2項に定める乙による事後の申請が不許可になった場合は、乙の負担により原状に復するものとする。

（報告）

第7条 甲及び乙は、第5条第1項及び第2項に定める相手方からの要請に対して実施した措置の内容を報告書（別記様式第2号）により相手方に提出するものとする。

（費用の負担）

第8条 本協定に基づき、甲が実施した復旧作業の支援並びに乙が実施した除去作業の支援に要した費用の負担については、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡責任者の報告）

第9条 甲及び乙は、本協定にかかる連絡責任者を、本協定締結後、速やかに連絡責任者届（別記様式第3号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

(覚書)

第11条 本協定に基づく業務を行うために必要な細部の事項については、別に覚書を交換するものとする。

(協定期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年2月4日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

甲

愛媛県知事

中村 時 広

広島市中区小町4番33号

乙

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 清水 希 茂

別記

様式第1号（第5条関係）

協力要請書

令和 年 月 日

（被要請者）

様

（要請者）

災害時における協力要請について

「災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書」
第5条に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 災害及び協力要請を必要とする状況
- 2 必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

問い合わせ先

電話 — —
FAX — —
担当

報告書

令和 年 月 日

（要請者）

様

（被要請者）

「災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書」
第7条に基づき、履行した措置の内容を下記のとおり報告します。

記

履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

問い合わせ先

電話	—	—
FAX	—	—
担当		

連絡責任者届

【愛媛県】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		
メールアドレス		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【中国電力株式会社】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		
メールアドレス		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

【中国電力ネットワーク株式会社】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		
メールアドレス		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

8-12 (防災危機管理課)

災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する覚書

愛媛県（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）は、令和4年月 日に締結した「災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定」（以下「協定」という。）第11条に基づき、次のとおり覚書を交換するものとする。

- 1 協定第4条における道路とは、甲が管理する国道、県道、及び災害対策基本法第68条に基づき甲が市町長から災害応急対策の要請を受けた市町道とする。
- 2 協定第6条における道路等とは、甲が管理する国道、県道、河川とする。

この覚書の交換を証するため、覚書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 2月 4日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

甲

愛媛県知事

中 村 時 広

広島市中区小町4番33号

乙

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 清 水 希 茂

災害時における電気通信設備の復旧に係る 相互協力に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社 愛媛支店（以下「乙」という。）及び株式会社NTTドコモ 四国支社（以下「丙」という。）は、地震、津波、台風、豪雨、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に伴う広範囲の長時間通信障害（以下「大規模通信障害」という。）が発生した場合において、電気通信設備の復旧に係る相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大規模通信障害が発生した時に、甲、乙及び丙が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、それぞれがもつ資源を効果的に投入することにより、電気通信設備の保安・復旧（以下「復旧作業」という。）及び復旧作業の支障となる樹木・土砂などの障害物の除去等の作業（以下「除去作業」という。）を、法令を遵守しつつ迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

(連絡体制)

第2条 甲、乙及び丙は、大規模通信障害が発生した時又は発生するおそれがある場合は、復旧作業の連携等のための連絡体制を確立するとともに、災害等の情報を互いに提供し、共有するものとする。

(電気通信設備の復旧)

第3条 乙及び丙は、大規模通信障害が発生した時は、乙及び丙の電気通信サービス管轄区域内における被害状況の総合的な判断に基づき、甲と調整のうえ、医療救護活動を実施する災害拠点病院等の医療機関、災害復旧対応の中核となる官公署等への復旧作業を可能な限り優先して実施するものとする。

(道路啓開)

第4条 甲は、甲が管理する道路が災害等により使用不能となり、乙及び丙の復旧作業に支障を来すこととなった時は、迅速な啓開に努めるものとする。

2 乙及び丙は、迅速な道路啓開のため甲から協力要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、除去作業に協力するものとする。

(早期復旧のための協力)

第5条 乙及び丙は、迅速な復旧作業のために必要と認められるときは、甲に対して、次の協力を要請できるものとする。

- (1) 復旧作業の支援
- (2) 除去作業
- (3) 復旧作業に必要な拠点、資材置場、駐車場及びヘリポート等の確保
- (4) 復旧作業車の燃料等の支援

- 2 甲は、迅速な道路啓開等のために必要と認められるときは、乙及び丙に対して、復旧の妨げとなる倒壊した電柱などの通信設備の除去を要請する。乙及び丙は自ら除去することが困難な場合、技術員を派遣したうえで、甲へ除去の実施を要請するものとする。
- 3 前2項に定める要請は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
- 4 甲は、本条第1項及び第2項の要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、協力をするものとする。

（道路等の使用）

第6条 甲は、乙及び丙が復旧作業のため、甲の管理する道路等の土地に、仮設電柱や通信ケーブル等を設置する必要があると判断した場合は、これを承諾するものとする。

- 2 乙又は丙が緊急に復旧作業を要する場合において、乙又は丙が甲に対する許認可申請書類を提出するいとまがないと甲が認めるときは、乙又は丙がその旨を口頭等の簡易な方法により甲に連絡することにより許認可の申請をすることができる。この場合、乙又は丙は事後速やかに許認可申請書類を提出するものとする。
- 3 本条第1項の仮設電柱や通信ケーブル等は、甲による復旧作業の支障となる場合、乙及び丙が実施する復旧の進捗により不要となった場合、又は本条第2項に定める乙又は丙による事後の申請が不許可になった場合は、乙及び丙の負担により原状に復するものとする。

（報告）

第7条 甲、乙及び丙は、第5条第1項及び第2項に定める相手方からの要請に対して実施した措置の内容を報告書（別記様式第2号）により相手方に提出するものとする。

（費用の負担）

第8条 この協定に基づき、協力に要した費用の負担については、甲、乙及び丙協議のうえ決定するものとする。

（秘密の保持）

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

（連絡責任者）

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を、連絡責任者届（別記様式第3号）により、相互に報告するものとする。

- 2 甲、乙及び丙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(覚書)

第 11 条 この協定に基づく業務を行うために必要な細部の事項については、別に覚書を交換するものとする。

(協定期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間が満了する 1 か月前までに、甲、乙及び丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に 1 年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 13 条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲 愛媛県

愛媛県知事 中村 時広

愛媛県松山市一番町四丁目 3 番地

乙 西日本電信電話株式会社愛媛支店

支店長 前田 克哉

香川県高松市天神前 9 番 1 号

丙 株式会社 N T T ドコモ

執行役員 四国支社長 三ヶ尻 哲也

別記

様式第1号（第5条関係）

協力要請書

令和 年 月 日

（被要請者）

様

（要請者）

災害時における協力要請について

「災害時における電気通信設備の復旧に係る相互協力に関する協定書」第5条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害及び協力要請を必要とする状況

2 必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

問い合わせ先

電話 — —
FAX — —
担当

報告書

令和 年 月 日

（要請者）

様

（被要請者）

「災害時における電気通信設備の復旧に係る相互協力に関する協定書」第7条に基づき、履行した内容を下記のとおり報告します。

記

履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

問い合わせ先

電話 - -
FAX - -
担当

連絡責任者届

【 愛 媛 県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 西日本電信電話株式会社 愛媛支店 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 株式会社NTTドコモ 四国支社 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 担当連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

災害時における電気通信設備の復旧に係る
相互協力に関する覚書

愛媛県（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社愛媛支店（以下「乙」という。）及び株式会社NTTドコモ四国支社（以下「丙」という。）は、災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協力に関する協定第11条に基づき、次のとおり覚書を交換するものとする。

- 1 協定第4条における道路とは、県が管理する国道、県道、及び災害対策基本法第68条に基づき県が市町長から災害応急対策の要請を受けた市町道とする。
- 2 協定第6条における道路等とは、県が管理する国道、県道、河川とする。

この覚書の交換を証するため、覚書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県
愛媛県知事 中村 時広

愛媛県松山市一番町四丁目3番地

乙 西日本電信電話株式会社愛媛支店
支店長 前田 克哉

香川県高松市天神前9番1号

丙 株式会社NTTドコモ
執行役員 四国支社長 三ヶ尻 哲也